

「自動車の運転、機械の操作、高所での作業」 などに注意をして下さい

眠気や意識がぼんやりするなど、お薬や病気の症状の影響のため、正常な自動車の運転、機械の操作、高所での作業等が困難な状態になることがあります。



眠気などのため、「自動車の運転などの危険を伴う機械の操作は行わないようにしてください」と注意書きされているお薬^{※1}があります

また、病気の症状^{※2}の影響により、運転するには危険な状態であることが自分で分かっているながら運転し、人身事故等を起こした場合、法律で重い処罰の対象になることがあります。



車の運転



機械の操作



高い場所での作業



現在、使用中のお薬、治療中の病気について、よくご確認ください
※ご不明な場合は、医師、薬剤師にお問い合わせください

※¹ 注意書きがされているお薬が含まれている薬剤の種類

- ① 中枢神経用剤(抗不安薬、睡眠剤、抗てんかん剤、抗パーキンソン病剤、抗うつ剤等)
- ② 末梢神経用剤(筋弛緩剤)
- ③ 呼吸器官用剤(鎮咳薬等)
- ④ 消化器官用剤(抗潰瘍薬、制吐剤、止痢剤等)
- ⑤ 感覚器用剤(緑内障治療剤、散瞳剤等)
- ⑥ 泌尿生殖器官用薬(過活動膀胱治療剤、前立腺肥大症治療剤等)
- ⑦ 抗悪性腫瘍剤(ホルモン療法剤等)
- ⑧ 抗生剤・化学療法剤(抗真菌剤、抗菌剤等)
- ⑨ 循環器官用剤(降圧剤、狭心症用剤、抗不整脈剤、偏頭痛治療剤等)
- ⑩ 代謝性医薬品(糖尿病治療剤、禁煙補助剤等)
- ⑪ ホルモン剤(副甲状腺ホルモン剤等)
- ⑫ 麻薬
- ⑬ 生物学的製剤(インターフェロン製剤)
- ⑭ 診断用薬

※² 病気の症状

- ① 自動車の運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関係する能力を欠くおそれがある
(例: 低血糖症、うつ病、躁うつ病、統合失調症)
- ② 意識障害または運動障害をもたらす発作が再発するおそれがある
(例: てんかん)
- ③ 再発性の失神がある
- ④ 重度の眠気がある
(例: 睡眠障害)

